ID:　377

担当部署:　上下水道部 水道業務課

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	芦屋市水道事業給水条例　第42条及び第43条
例規番号	平成9年条例第1号

【根拠条文】

（過料）

第42条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1)　第6条の承認を受けないで給水装置の工事をした者

(2)　正当な理由がなくて、第20条第2項のメーターの設置、第28条の使用水量の計量、第37条及び第38条の検査又は第39条及び第40条の給水の停止を拒み、若しくは妨げた者

(3)　第23条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4)　第27条の料金、第33条の分担金又は第35条の手数料の徴収を免れようとして詐欺、その他不正の行為をした者

（料金等を免れた者に対する過料）

第43条　市長は、詐欺、その他不正の行為によって第27条の料金、第33条の分担金又は第35条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	年　月　日